

福祉サービス第三者評価結果報告書 【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	青桐保育園		
運営法人名称	社会福祉法人 交北会		
福祉サービスの種別	保育所		
代表者氏名	理事長 森川 雅行		
定員（利用人数）	240 名（本園：220 分園：20）		
事業所所在地	〒 573-1161 枚方市交北4丁目1247番地1		
電話番号	072 - 855 - 3916		
F A X 番号	072 - 868 - 2222		
ホームページアドレス	http://aogirihokuen.com/		
電子メールアドレス	aogirie@crest.ocn.ne.jp		
事業開始年月日	昭和48年4月1日		
職員・従業員数※	正規	39 名	非正規 13 名
専門職員※	園長 1名 副園長 1名 主任保育士 1名 保育士 44名 保育補助 8名 看護師 1名 栄養士 2名 調理員 4名		
施設・設備の概要※	[居室] 保育室 本園12室 分園2室 遊戯室（ホール） 2室 ※本園及び分園 子育て支援 1室 調理室 2室 ※本園及び分園 相談室 1室 事務室 1室 [設備等]		

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	3 回
前回の受審時期	2016 年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

基本理念

1. 家庭や地域と連携を図り、園児や地域の子どもの健やかな成長を支援する。
2. 明確な保育の方針を定め、その達成に向けてたゆまない努力を続けていく。
3. 子どもの安全と安心が最大の価値であるとの認識のもと、全職員が一丸となってその達成に向かう。
4. 子どもと共に、職員も成長していくことができるよう、常に心と技能を研鑽し、子育ての専門家として信頼を得られるよう努力をしていく。
5. 経営方針や運営実態にかかる情報公開を進め、社会に信頼される経営を実現する。

基本方針

1. 子ども一人ひとりを重視し、個人の成長に合わせた支援を行う。
2. 思いやりの心を育て、人権を大切にすると、人のために行動できる意欲、心情、態度を養う。
3. 「遊び」のなかで自分を見つけ、「遊び」を通じて相手を理解する気持ちを養う。
4. 子どもには情緒の安定がもっとも大切であるとの理念のもと、乳児では担当制の中で基本的な生活習慣が自律する段階をふまえ安心感を与える保育をし、幼児では異年齢混合保育の中で認識や仲間関係が広がり、自ら集団や環境に関わりながら成長していく主体的な子どもを育てる保育を行う。

【施設・事業所の特徴的な取組】

1)0, 1, 2才児クラスで、育児をできる限り決まった保育士が行う育児担当制を導入することで、子どもは情緒が安定して過ごすことができ、それによって保護者も安心して預けることができる。

2)日課（生活リズム）を大切にするため、早寝早起きと食事を規則正しく摂る生活リズムを整える事に注目し、子どもが安定し、さらに遊びのレベルを高め、自主性を育むことができる。

3)コドモンアプリを導入することで、欠席、遅刻、早退等の連絡や、日々の様子をメール等でいつでも送信できることと、写真等を使った園からの配信と、子どもの様子をよく知ることができる。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	特定非営利活動法人 ふくてっく
大阪府認証番号	270003
評価実施期間	平成33年11月11日～平成34年3月30日
評価決定年月日	平成34年3月30日
評価調査者（役割）	1102C008（運営管理委員） 2101C017（専門職委員） 1801C022（その他） 2001C017（その他）

【総評】

◆評価機関総合コメント

青桐保育園は、京阪本線「枚方市駅」からバス10分徒歩8分の位置にあり、周辺には交北公園のほか、のどかな自然に恵まれた環境にあります。

園名の由来は、子どもたちが、桐の木のようにすくすくと育ちますよという「願い」を入れた名称です。本園と分園、ほかに小規模園を運営しています。

園長は、海外を含む多様な先進事例を探求し、組織の先頭に立って、特徴ある保育の実践を目指しています。

その特徴ある取組（担当制や縦割り保育、わらべ歌の採用など）は、情報として開示されており、それに納得する保護者に歓迎されています、また、同様に職員にも、その趣旨を理解して入職を希望する者もいるなどの好循環が見られます。

園長は、年2回のMR（マネジメント・レビュー）等の取組みを通して、その周知徹底を図っています。

この度の第三者評価では、多数の評価項目について「a」評価と、大変評価の高いとなりました。子どもたちも職員も、互いに信頼関係をは持ち、スマートに接しています。

願わくば、もう少し笑顔と笑い声があふれることを期待します。

◆特に評価の高い点

■特徴ある保育方針（担当制や縦割り保育、わらべ歌）を取り入れ、園長がリーダーシップを発揮して中長期ビジョンを掲げ、経営環境の変化を踏まえて、具体的な事業計画を作成して取り組んでいます。

■職員ひとり一人が所持する「業務のしおり」には園の理念・基本方針や事業計画、各種マニュアル等が収録されており、職員の行動規範となっています。

■コドモンの活用やICTの導入により、業務の実効性の向上に努めています。

■年2回のMR（マネジメント・レビュー）を全職員参加のもとに開催し、保育実践の振り返りを組織的に行って事業計画や標準的実施方法の見直しに反映するとともに、職員の資質向上に努めています。

■コロナ禍で外部研修への参加が困難な中、リモート研修や、外部講師を招聘する研修などにより研修機会を確保しています。また、外部研修については時間や経費（昼食費を含め）を園が負担しています。

■木や布地などの自然素材を活用した様々な色・形の玩具を用意して、子どもの主体的・創造的な遊びを支援しています。園庭の設えも豊かで、魅力的です。

■家庭との連携を密にして、子どもに係る情報の共有や、園の理念・基本方針や事業計画の理解に努めています。

■希望する保護者には、給食を試食する機会を設けて、家庭における食の充実を支援しています。

◆改善を求められる点

総合コメントに記したように、園長は先端的な保育方針を取り入れ、その具現化に向けてMRの取組などを強力に進めています。また、その特徴を活かした保育実践の実効性を高めるために、ICT化その他の新機軸を取り入れて、“選ばれる保育園”を目指しています。

その想いを組織全体に浸透させることが喫緊の課題となっていますが、そのためには、職員一人ひとりが努力し、またあわせて主体的に運営に参画する必要があります。

業務の効率化のためのICT化は必然であり、馴染めるかどうかではありません。

職員の努力とともに、組織としてのしかるべき教育と支援が求められます。

コロナ禍についても、緊急避難的に様々な取組みを控える段階はすでに終え、その定常化を前提とした、新しい日常における保育のありかたを抜本的に見直す時期を迎えています。

地域との関係を保てない、保護者との密な連携が図れない、職員間のコミュニケーションも難しい・・・と、悲観的に現状分析をしても始まりません。このような環境のなかで、子どもの心の育ちをどう支援していけるのか、保育の全てを見直して行かねばなりません。

今こそ、先達の功績を超えて、新たな保育を創造されることを期待します。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

丁寧に各項目について評価していただき、これからの励みとなるお言葉や、具体的な目標となる指摘をいただき、心から感謝を申し上げます。是非、これからの計画に反映したいです。

「願わくば、もう少し笑顔と笑い声があふれることを願います」というコメントについて

遊びが見つからない子どもは新しい刺激や興奮状態を求めます、笑いは興奮でもあります。イジメが遊びになるともいいます。感情の高ぶりが感受性を阻害する場合があります。笑顔だけでは心の動きはわかりません。

トトロを見つけたらメイちゃんのような、センス・オブ・ワンダーを感じた時の笑顔が溢れるといいですね。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	理念・基本方針は「業務のしおり」やHPに記載され、青桐保育園（以下「本園」）の特性や保育の基本方針を明確に示しています。「業務のしおり」は、職員全員が所持し、各種会議で参照しています。園長は、年度初めの全体会議や年2回のマネジメント・レビュー（以下「MR」）において理念・基本方針の周知を徹底しています。また、保護者等へは「入園のしおり」（重要事項説明書を兼ねる）によって、理解を促しています。	

		評価結果
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	枚方市では、ようやく待機児童も解消され、保育事業も選ばれる時代が到来しようとしています。定員割れとなる保育所も散見されるなか、本園では、その特性や保育の基本方針が評価され、多数の利用希望者を得ています。ただ、これに対応する職員の確保が最重要課題となっています。多様な働き方を容認して職員を確保し、保育の水準をぶれることなく維持していくためには、理念・基本方針の徹底がさらに重要な課題となりますが、他園に見られぬ特徴的な取組を行う本園としてはなおさらです。本園では、以上のように施設経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析しています。	
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	前項に示したように、最重要の経営課題は、職員の確保と理念・基本方針の周知徹底にあるとして、具体的な取組を進めています。理念・基本方針等の徹底や計画の職員への周知については、年2回のMRや各種会議で取り組んでいます。職員の確保、育成や働きやすい職場環境の整備については、それぞれ別項目（通しNo.14～16）で評価します。	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
(コメント)	中長期計画（自2018年4月1日、至2021年3月31日）に、本園をとりまく環境・現状・取り組むべき課題・計画期間内に実施する具体策が詳細に亘り明確にされています。年2回開催するMRでは、終日を費やして全職員参加のもとで、状況を評価・確認し、必要に応じて計画を見直しています。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
(コメント)	令和3年度事業計画は、その策定目的として、1.理念・基本方針実現に向けた目標と展望、2.地域において信頼される事業運営の確認、3.変貌する保育所の役割に的確に対応する、4.目標の設定と達成度の把握を掲げています。その内容は、中・長期計画を踏まえて、さらに具体的な取組目標に踏み込んだ内容となっています。また、年間を通じて主な行事予定が示されています。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
(コメント)	事業計画の策定は、園長、副園長、主任が主導して策定していますが、中長期計画の内容を反映しつつ、生活の質向上委員会を設置して職員の参画を得ながら、組織的に年度事業計画の策定を行っています。策定された事業計画は「業務のしおり」に集約され、全職員が所持していますが、一部職員にその理解と活用が徹底していません。各種会議や研修、日々の保育実践を通じて、事業計画内容の理解を深める取組を期待します。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
(コメント)	事業計画の中で、本園が目指す保育の実践や、とくに保護者等と共に取り組んでいきたいことについては、クラス懇談会（学期ごとに開催）で説明するとともに、保護者等の意見を尊重しています。具体的な事例では、児童数に比して園庭が狭いという課題に対して、近辺に用地を確保して園庭を拡張する計画に着手しています。そのほか、園だよりを発行して、保護者等に事業計画を周知しています。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
(コメント)	年2回開催するMRでは、各委員会の報告により事業計画の成果と見直しを行っています。各職員は、年2回の園長面談を通じて、目標の設定と自己点検を行っています。組織としても年1回の自己評価を行うとともに第三者評価を定期的に受審して改善課題を抽出しています。近年、要支援の利用者が増加傾向にあり、保育の質に新たな課題が提起されています。本園では、保護者等や地域の声を聴き取って、求められる保育を目指しています。	

I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
(コメント)	MRの結果は、報告書に集約され職員に配布されています。最重要課題は職員確保にあります。本園が採用している「担当制」では、担当職員の頻繁な交代を避けるべく、特に安定した職員の確保が求められます。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	園長の役割と責任は、「業務のしおり」や「職務分掌表」「組織図」などに明記され、園長は各種会議でその役割と責任を表明しています。年度始めの事業計画公表や、年2回のMRの中でその役割と責任を繰り返し周知しています。園長不在時には副園長および主任に権限委譲して、しっかりと園長の役割を全うしています。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	「業務のしおり」に、園長の役割と責任として遵守すべき法令リストを作成し、全職員に配布・周知すること、毎年度末にリストを見直して必要に応じて改訂すること、法令遵守理解の研修会に参加することを規定して実践しています。遵守法令リストは多岐に亘り、広い視点でコンプライアンスの保持に努めています。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	園長は法人理事長でもあり、社会福祉法人としての責務や、時代の要請に即して、求められる保育を追求しており、保育の先端的手法を学び取るべく、園長自ら海外を含む事例を訪ねて研究を重ねて、選択的に取り入れて自信をもって進むべき方針を提示しています。保育の実践は、副園長以下主任に適材を配置して主導を委ねていますが、園長は保育士を一人ひとり見守り、保育士のしんどさも理解して、ともに考えつつ適切な機会を捉えて助言・指導を行っています。環境が子どもたちに働きかける効果を重視し、木の温かみや土づくりを保育現場に盛り込んでいます。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	園長は、財務、労務等専門家の指導を受けて、それぞれから得る他園の取組事例も参考としつつ、事業計画に反映しています。また、弁護士の助言を得て、保護者や地域との“こじれ”の拡大を未然に防止しています。コドモンアカデミーを活用して、保育業務の負担をあげずに子どもの自己肯定感を高める保育を実践しています。権限代理者としての副園長を始め、事務、医務、保育、調理、乳児保育などの主要役職に主任を配置し、以下リーダーにも適材を配置した組織を構築してガバナンスの整合を図っています。以上において園長は高い指導力を発揮しています。	

		評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
(コメント)	<p>人材確保、育成計画に関する基本的な考え方は、「業務のしおり」に園長、主任、全職員それぞれの役割と責任を明記しています。人材確保については、紹介会社の活用やハローワーク、枚方市の人材フェアその他、あらゆる手を尽くして取組むとともに、学生の新規採用が難しくなる中で、学生が見やすい「招待カード」を作成して短大等に配布しています。多様な年齢層の多様な働き方を可能とするよう、パート職員の時短勤務に配慮した採用計画を作成しています。</p> <p>令和4年3月1日現在、本園・分園あわせて232名の園児が在籍しており、各年齢に基づいて算出される最低配置基準（28名）を満たす職員数（常勤39名、非常勤28名）が確保されていますが、比較的短期で離職する職員もあり、人材確保は職員が渴望する重要課題となっています。</p> <p>人材育成については、園長と主任が職員の階層、職務ごとに教育管理規定を明確にして取組んでいます。</p> <p>人材の定着については、全職員参画のもとで、職員の健康保持や余暇活動の充実を図ろうとしていますが、コロナ禍の影響が大きく、職員親睦会の開催は控えられています。職員の心的疲弊に繋がらぬよう、職員間のコミュニケーションを停滞させない取組を期待します。</p>	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	a
(コメント)	<p>「業務のしおり」に教育管理規定を定めて「期待する職員像」を、①職員間に協力的態度をもつ、②保育士としての使命感・責任感をもつ、③心身ともに健康であること、④愛と思いやりをもつこと、⑤乳幼児を理解し、保育技術を高める、と定めています。また、人事考課規定を定めて人事基準を明らかにし、職員に周知しています。</p> <p>職員には、保育士として高い資質を持ちながら、家庭の事情で安定した勤務や管理職に就くことが難しい者、あるいはその逆のケースもあり、それぞれの要望やニーズに則した人事管理は難しく、園の取り組みに対する職員の評価は賛否が拮抗しています。困難な課題ながら、一定の基準を定めて職員の目標管理面接を実施し、人事考課に基づいた組織管理が行われていることは評価できます。</p>	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b
(コメント)	<p>労務管理についての責任体制を明確にするとともに、ストレスチェックやワークライフバランスに配慮した取組を行い、職員の心身の健康管理（衛生委員会）や福利厚生（職員共済会）も図っています。定期的に職員との個別面談の機会を設けるほか、職員の悩み相談窓口を組織内に設定して、職員の意向や悩み事を把握し、働きやすい職場づくりの工夫に取組んでいます。</p> <p>園長の意欲的な保育方針が子どもの成長に良好な成果をもたらしているという実感を、多くの職員も共有しており、その魅力を求めて求人に応募する者もいます。職員の子供が園でアルバイトをするなど、「働きやすい」より「働きたい」職場として高く評価することができます。</p> <p>一方で、交代勤務や自由な休暇を取りにくいなどの職場の特性や、追求する保育の質に対する人手不足感、コロナ禍の中で職員間のコミュニケーションや親睦の取組が停滞することによる閉塞感などがあって、離職する者もあり、その補充を計画的に実施することが困難となっています。</p>	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p>(コメント) 「期待する職員像」については、No.15項目で評価したとおりに定め、「プロとしての保育」を目指しています。また、子どもに多様な大人のモデルを示すことも重要として、職員一人ひとりの特性にあった目標設定をして、育成に取り組んでいます。</p> <p>毎年度期首と期末に面談を行い、目標設定と達成度確認を行っています。目標シートでは、業務目標3項目、業務改善・チャレンジ目標3項目、人材育成・自己啓発・CS目標3項目（CS：顧客満足）を定めて、中間期と期末に本人および一次考課者が目標達成状況を確認しています。</p>	
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p>(コメント) 「期待する職員像」はNo.15項目で評価した通りです。社会人としての基本心得として、①勤務に対して、②仕事に対しての、教育基本方針を定めています。新人職員については、全職員と心をあわせて、①感謝の気持ちを伝える、②仕事はやって見せる、③時間を守る、④仕事の全責任は先輩にある、⑤研修の機会をもつ、以上の方針を共有して取り組んでいます。その他、職員の階層や職責別に、キャリアアップ研修や保育活動専門員研修を実施しています。衛生管理や子どもの急な容態変化については看護師（主任）が研修を担当しています。また、こどもアカデミーを活用して、効果的な保育技術の習得に取り組んでいます。</p> <p>本園の特徴的な取組である「わらべ歌」について、子どもが言葉豊かな言語環境や表現活動の自由体験を得ることによる効果を研修するプログラムがあります。</p>	
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p>(コメント) 園外研修については、情報提供と時間の供与や経費支弁（昼食手当もつける）を施して積極的な参加を勧奨しています。自ら子育て中の職員も多く、休日の研修は難しいので、専門家を園に招聘して園内研修を計画・実施しています。コロナ禍の影響は大きく、対面研修やわらべ歌研修は実施が難しくなっていますが、リモート研修の機会はかえって増大し、一人ひとりの研修機会はむしろ増加しています。</p> <p>研修機会の確保についての取組は、職員意識調査結果でも、否定回答がほとんどなく、多数の職員が認めています。</p>	

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p>(コメント) 実習生の受入は年に4～5名であり、受入れに際しては、マニュアルに基本姿勢や指導方針を明示しています。クラスリーダーが指導を担当しますが、実習プログラムについては学校側と連携するほか、実習生の希望にも配慮しています。</p> <p>実習生の受入れは、子どもにとっても喜びがあり、指導担当職員の成長にもつながり、積極的に取り組む要因となっています。</p>	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
(コメント)	「業務のしおり」に、運営の透明性を確保するための園長の役割として、①適切な情報公開、②公正かつ透明性を高める取組みをあげ、それぞれに具体的な取組みを規定しています。①について、園HPや大阪府情報公開ページを活用して園の理念や保育方針、保育内容、事業計画、各種財務諸表のほか、第三者評価受審結果や苦情・相談対応の体制等が適切に公表されています。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	「業務のしおり」に、運営の透明性を確保するための園長の役割として、①適切な情報公開、②公正かつ透明性を高める取組みをあげ、それぞれに具体的な取組みを規定しています。②について、法令遵守の上にコンプライアンスを徹底するとともに、職務分掌を明確にして組織のガバナンス体制を強化して取組んでいます。法人の規模等に照らして、内部監査や外部の監査法人等による監査は必要ありませんが、税理士やコンサルの助言を受けて、適正なルールに基づく運営に努めています。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	「業務のしおり」に、園外保育実施要綱を定め、子どもと地域との交流の目的・意義と取組要領を詳細に明記しています。また、「保育サービス提供マニュアル」に地域との交流と連携について、園児の社会体験を上げ、社会性を育てる目標、および保育所や子どもへの理解を得るための交流機会を設定する取組を示しています。具体的には、地域子育て支援サークルこあらっこ、1歳児ブックスタート、0歳児ふれあい体験、育児相談などで子どもと地域との交流を広げるための取組をあげています。こうした、地域との交流を図る取組については、管理職は過半が強く肯定していますが、その他職員、特に勤務年数が浅い職員には「わからない」という回答が多く、コロナ禍による近年の取組状況を反映しています。感染症防疫に細心の注意を払いつつ、活動の再活性に取り組むことを期待します。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
(コメント)	保育所の特性に鑑み、ボランティアの受入れは、保育士養成校と連携して実習生ボランティアを受け入れています。受入れに際しては、実習生ボランティア受入れマニュアルを整備しています。このほか、近隣の中学校から職業体験を受入れて、学校教育への協力を実践しています。また、職員の子がボランティアとして活動しています。	

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。
(コメント)	「業務のしおり」に、園の役割・機能を達成するために必要な社会資源の一覧表を機能別、相談内容別に整理しています。特に、近年増加傾向にある「配慮を要する子ども」については、園長会や子ども総合相談センターとの定期的な懇談により、要保護児童対策地域協議会や児童相談所等、関係機関等との連携が適切に行われています。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
II-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。
(コメント)	本園では前項目で評価したように、多くの関係機関等と連携して協働するなかで、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めています。具体的には、関係機関等と適切に連携して、1.行政との検討会の開催 2.他園との連絡会への参加 3.小学校・教育委員会との就学前相談会、小学生・園児の交流会開催 4.虐待に対する市子育て支援室、子ども総合相談センター等との連携を行っています。またこのほか、民生委員や児童委員等との定期的な会議、地域住民との相談事業等を中期計画、年度事業計画に明示して実施しています。 「相談事業」と形式ばった取組ではありませんが、地域の子育て世帯に対して育児サークルやブックマート、おもちゃの貸し出し、園庭の開放、ふれあい体験の実施など、親しみやすい企画を開催する中で、自然な相談に応じて、地域の保育課題の把握に努めています。（一部の取組はコロナ禍で控えています。）
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。
(コメント)	把握した福祉ニーズ等に基づいて、本園では地域の子育て家庭への支援（相談業務や園庭開放など）、地域貢献連絡会（すくすく）への支援、民生委員との協働事業（お餅つき）を実施して、地域コミュニティの活性化やまちづくり等にも貢献しています。また、子育て情報の地域への提供として、入所対象でない家庭を含めた地域の子育て家庭への講習会・講演会を開催しています。さらに、一時保育や特定保育を行って、地域の生活ニーズに応えています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	園の基本方針に「子ども一人ひとりを重視し、個人の成長に合わせた支援を行う」ことが謳われています。「業務のしおり」には「人権を配慮した保育」「子どもの人権を守るため」についての留意事項が細かく規定されています。職員は、新任研修は勿論、その後毎年2回のMRで子どもの尊重や基本的人権への配慮について点検し、共通の理解を持って保育にあたっていますし、配慮を要する子どもや加配対象の子どもは、本人が一番困っているということを認識し、その困りを理解するよう努めています。 年に1回外部講師を招いて人権についての研修を実施し、職員の人権意識の向上を図っています。	

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
<p>(コメント) 「業務のしおり」に、「プライバシーの尊重と保護」について細かく規定し、職員の理解を図っています。月1回の職員会議でもこの問題を取り上げ、職員の意識を喚起しています。</p> <p>保護者に対しては、入園説明会の時に「入園のしおり」の中の「個人情報の保護に関する基本姿勢（プライバシーポリシー）」を用いて説明し、更に、年1回冊子を配布し、注意を促しています。</p> <p>施設はきれいに整備され、子どもが落ち着いて快適に過ごせるような工夫があちこちに施されています。子どものプライバシーが守れるよう、トイレの場所などにも配慮した設計となっています。</p>	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p>(コメント) 「見学のしおり」には、保育者の8つの基本原則、園が大切にしているあそび、保育士の役割などがきめ細かく記載され、入園希望者に園の特性がわかりやすい資料となっていて、見学時にはそれを用いて詳しく丁寧に説明しています。</p> <p>入園希望者への対応は、園長、主任、職員が行っていますが、その対応策は「入園卒園対応要領」に明示されています。</p> <p>パンフレットを市役所に配備し、多くの人が入手できるようにしています。また、パンフレット、HPは、方針の変更時などに見直しを実施し、更新しています。</p>	
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p>(コメント) 保育の開始時には「入園のしおり」を用いて、保護者が保育内容や園の特性等を理解できるよう詳しく説明しています。</p> <p>進級等、保育内容の変更時には、進級記録簿に、一人ずつの子どもの睡眠、あそび、トイレトレーニング等の状況を詳しく書き、次の担任に引継いでいます。保護者には3月の懇談会で、保育内容の変更を説明し同意を得ています。</p> <p>特に配慮が必要な保護者には、個別に電話したり、ひらがな書類を作成して説明したり、ポケットークを使って翻訳して説明するなどの配慮をしています。</p>	
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p>(コメント) 保育所の変更時には、保育期間、保育時間、生活習慣（食事、排泄、睡眠、遊び、その他）などを記載した引き継ぎ書を作成し、引継ぎ内容について、保護者の同意を得て、変更園に提供しています。記載にあたっては、子どもができることに重点を置き、子どもができない事など、触れられたくない個人情報は敢えて書かないようにしていますが、移行先からの問い合わせには口頭で伝えて保育の継続性に配慮しています。保育利用終了後の対応は「入園卒園対応要領」に規定されており、終了後も相談できることや担当者を保護者に周知しています。</p>	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>(コメント) 毎月の職員会議で、クラスの取組、様子などを報告する中で、子どもの満足の把握に繋がっています。 保護者には、毎年3月にアンケート（保育内容、給食、職員対応、担当制、異年齢保育、その他要望等について）をコドモンで配信し、結果を分析して、4月の職員会議で報告し、今後の保育に活かすような体制が整備されています。 ただ、勤務の関係、その他で、会議に出席できなかった職員には情報が十分伝達されていないようです。職員アンケートでも「利用者満足向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている」について3割が「わからない」と回答しています。 今後は、分析結果をコドモンで配信するなどし、アンケートの分析結果が全職員に周知され、保育の更なる改善が実施されることを期待します。</p>	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p>(コメント) 苦情解決責任者や苦情受付担当者、第三者委員を設置し、苦情解決の体制を整備しています。 記名のある要望・苦情については、解決策を保護者自身に説明し、無記名で園全体に関わる意見の場合は、「園だより」で配信するなど、必ずフィードバックしています。口頭の場合は、苦情受付書に記入後、手順に従って、対応しています。 本園、分園にパンフレット「苦情・相談窓口の設置について」を掲示し、苦情解決の仕組みや第三者委員の連絡先を分かりやすく説明しています。また、「入園のしおり」に記載し、入園案内時に説明しています。 しかしながら、保護者アンケートでは、第三者委員にも相談できることを「知らない」との回答が45%ありました。さらなる周知を図ることを期待します。</p>	
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<p>(コメント) 前述のとおり、保護者の目につきやすい場所に、パンフレット「苦情・相談窓口の設置について」を掲示し、相談や意見を述べる際に、複数の方法や相手を選択できることや第三者委員の連絡先を明記しています。また、「入園のしおり」にも記載し、全保護者に配布しています。 職員は挨拶を励行しており、立ち話などを活用して保護者が相談や意見を述べやすい関係づくりに努めています。 相談室を設置し、保護者が相談しやすい環境を整備しています。</p>	
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>(コメント) 「相談苦情対応要領」を策定し、苦情の受付方別に受付から解決策実施までの手順と留意点を規定し、職員に周知しています。 職員は、口頭で保護者から要望や苦情を聞く機会も多いですが、クラスの保育に関する内容の場合は、クラス担当職員間で話し合い、クラスノートに記載し、保護者に謝罪と解決策を提示するなど、迅速な対応を心がけています。園全体に関する意見は、苦情受付書に記入して、園長や副園長に報告し、既定の手順に従って、解決に導いています。 保護者からの相談に関しては、毎週金曜日のリーダー会議で討議するとともに、職員に周知しています。 受付箱を設置し、保護者が意見を述べやすい体制を整備していますが、受付箱の設置は本園だけにとどまっています。今後は、分園にも受付箱を設置し、保護者が意見を述べやすい体制が更に充実することを期待します。</p>	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	<p>「ヒヤリハット分析活用要領」にはヒヤリハット事例についての要因分析や改善策・再発防止策が、「事故対応要領」には事故発生時の対応と安全確保の手順が明示され、「業務のしおり」を通して職員に周知しています。</p> <p>年2回のMR時には、リスクマネジメント委員会を開催し、ヒヤリハット・事故報告書の事例を分析、検討するほか、リスクの予防と事後対応のための標準化、リスクの把握と対策案を審議し、職員に周知するとともに、注意を喚起し、今後の事故予防に繋げています。</p> <p>ハード面では、毎週月曜日には園内点検（破損、危険箇所）を実施し、必要に応じて修理を依頼するとともに、職員会議で報告し、職員の情報共有を図っています。</p> <p>散歩時の不審者等については、散歩マップに反映し、ルートを変更するとともに、警察にも通報しています。</p>	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	<p>「衛生管理要領（感染症予防・対応要領）」には感染症予防のための手順と留意点など細やかな対策が規定されていて、職員はそれを基に予防策を講じ、感染症発症時の対策を実施しています。また、感染症リストには、病名別に感染経路、潜伏期間、登園基準、症状、対応などを記載し、全職員に配布して、周知を図っています。</p> <p>コロナについては、状況の変化が著しく、迅速で適確な対応が難しい中、副園長と看護師が責任者となり、枚方市からの情報を集約して、職員、保護者に伝える体制をとっていますし、嘱託医が相談にに応じています。園児の罹患、それに伴う休園などの情報はコドモンで迅速に発信し、保護者の職場への対応が迅速にいくように配慮しています。</p>	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	a
(コメント)	<p>「消防計画」及び、地域特性を考慮して「洪水時の避難確保計画」を策定し、それに沿って訓練を実施しています。その他、本園、分園別に「避難訓練計画」を策定し、毎月様々な状況を想定した訓練を実施しています。</p> <p>災害発生時の子どもの引き渡しについては、入園時に保護者と取り決め、職員に周知しています。災害発生時の子ども、保護者及び職員の安否確認は、コドモンで一斉配信し、既読が確認できなかった保護者には、電話で確認する等の手順が決まっています、職員に周知、徹底しています。</p> <p>災害時に必要な品を備蓄するとともに、備蓄リストを作成し、管理しています。ただ、備蓄リストには全ての備蓄品が記載されていないようですし、備蓄品の保管場所については、全職員が把握するには至っていないようです。災害時に備え、備蓄リストを充実させるとともに、備蓄品の保管場所の全職員への周知が望まれます。</p>	

評価結果

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
(コメント)	<p>青桐保育園の「業務のしおり」には、保育に係る理念、基本方針（プライバシーポリシー、権利擁護の姿勢）や、これらを導く標準的な実施方法が具体的かつ詳細に記されています。子供の多様性や様々な配慮の必要性にもふれ、保育の画一化を避けています。保育の実践状況については、年2回のMRのほか、職員会議やクラス懇談会で振り返り、標準的な実施方法どおりの保育が行われていることを確認しています。</p>	

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント) 年2回開催するMRには出席可能な全職員が参加し、終日を費やして保育の実践状況を確認し、標準的な実施方法の見直しや事業計画の評価と次年度計画の策定に反映しています。MRの中で、外部講師を招聘する研修を実施し、標準的な実施方法の中からテーマを深掘りにした考察機会としています。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
(コメント) 利用開始前に子どもおよび家庭の情報を収集するとともに、入園前のならし保育や入園直後にもアセスメントを実施して情報確認して原簿（生活状況調査票）に記録しています。子ども一人ひとりについて把握したニーズと課題を明確にして、全体的な計画に基づく指導計画（月案、週案）に反映しています。指導計画は、保護者の意向を把握したうえで、職員会議で園長、主任、各歳児担当職員の合議で策定しています。3歳以上の配慮を要する子ども、支援困難ケース等については、クラスごとの指導計画とは別に、一人ひとりの指導計画を策定しています。保育の実施状況は保育日誌や経過記録を用いて、職員会議等で共有し振り返りや評価を行っています。	
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
(コメント) 週案・月案会議で保育の実践を振り返り、学期ごとに指導計画の評価・見直しを行っています。指導計画の改定やその伝達・周知については、コドモン指導案により、職員の負担を軽減して効率よく実施しています。把握されたマイナス要因を明確にして、その事後対策や予防措置を標準的な実施方法や次の指導計画に反映しています。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント) 子どもに関する保育の実施状況や子どもの発達状況・生活状況は、「業務のしおり」に定められた様式で記録の統一を図るとともに、保育所児童保育要録（以下「保育要録」）の記入の目的、作成要領、記入上の注意を規定しています。記録方法は、国の方針に沿ってICT化を進めていますが、まだ不慣れた職員には紙ベースでの記録も認めています。子どもの年間計画の目標達成度などは必ずPC入力し、週案会議、月案会議の開催や、PCネットワークにより情報の共有化が図られています。	
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント) 「業務のしおり」に、各種記録の保存期間、保育要録についてはその送付先と様式、保護者への周知、個人情報保護と開示請求への対応を明示しています。個人情報は事務所の鍵のかかる場所に保管し、パソコンにはパスワードを設定して、情報の漏洩を予防しています。個人情報を持ち出す必要がある場合は管理責任者である園長の承認を得た上で記録を残すことが規定されており、職員は個人情報保護の観点から教育、研修を受け、個人情報保護規程等を理解し、遵守しています。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-1 全体的な計画の作成		
A-1-1-1-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
(コメント)	全体的な計画は、保育所の理念、保育の目標に基づき作成され、重点的に取り組む保育の内容や年齢別による保育のねらいが分かりやすく明記されています。全体的な計画は年2回のMRにおいて見直しを職員全体で行っています。しかしながら、職員の一部に、全体的な計画が周知されていないようです。今後、保育に関わる職員が可能な限り参画して計画作成する仕組みの構築を期待します。	
A-1-2 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-2-1-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
(コメント)	保育所の用具は、毎朝シルバーさんが来て拭き掃除を行い、夜は職員で拭き掃除を行い、衛生的です。保育室に子ども用ソファや、一部天蓋（蚊帳の様なレース状のもの）を設けるなど、子どもたちの落ち着ける空間づくりの工夫があり、子どもが思い思いに落ち着いて過ごせる場所があります。玩具の種類や素材は、子どもの発達に応じたものとなっており、素材を組み合わせるよう工夫されています。また、玩具を広げて遊ぶ時は、遊ぶスペースを示す布を子ども自身が広げ、その中で遊ぶ等、子ども自身が安心して過ごすスペースの確保が自分でできる工夫があります。午睡には、一人一台のコットがあり、睡眠スペースが確保され安心して睡眠できるよう工夫されています。食事は、個々の生活習慣に合わせた時間を設定し、子どもたちに保育士が促してテーブルに2名程度が腰掛け、コロナ禍であるためアクリルガードを設け、安心・安全な食事が出来るよう配慮されています。3F保育室は、勾配天井を活かした楽しい室内空間を構成していますが、室内の温度分布を均質に保つための補助的な設備の設置検討が求められます。	
A-1-2-1-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	乳児は連絡ノート、幼児はコドモンの保育ドキュメンテーションやクラスノートなどを活用し子ども一人ひとりの生活リズムを把握して、保育時間中の排泄、食事、睡眠の生活リズムに配慮しています。0歳児には、語りかける教育、乳児・幼児には、穏やかな言葉遣いをし、子どもの行動をせかさず言葉や制止する言葉をつかわないで子どもたちに接しています。また、そのことは、保育サービス提供マニュアルにも記載され職員にも周知されています。声のボリュームを1～5とし、保育士と子どもで共通認識し、注意など子ども個人を指導する場合は1の声（小さな声）、ほめる言葉は5の声（皆に聞こえる声）など、子どもに分かりやすい声のボリュームを設定し不必要に声を荒げたりすることがなく穏やかな保育を行っています。	
A-1-2-1-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	排泄は、時間を決めて一斉にするのではなく、子どもの生活リズムに合わせ、せかさず強制しないようにしています。衣服の着脱は、保育士が手をかけてするのではなく、子どもの自分でする気持ちを尊重し見守りながら行っています。生活習慣については、子ども一人ひとりの生活習慣を把握し、また、送迎の際の保護者との会話で、その日の体調などを聞き個々に対応しています。	

A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	
(コメント)	乳児には、積み木や布、木でつくられた様々な色や形の玩具を用意し、子どもたちが主体的に組み合わせて遊べる工夫をしています。また、幼児にはごっこ遊びなど具体的な遊びが出来るよう、年齢や発達に応じた玩具、遊具を用意するなど、子どもたちの成長に応じて玩具の内容を変えていく配慮を講じています。朝に「毎身体操」という体操を1週間ごとに組み合わせを変えながら行っていますが、粗大運動（大きな動き）と微細運動（手指などを使う小さな運動）の組み合わせで、バランスのよい身体を育てています。園庭のツリーサークルという遊具では、その年齢で登れるゾーンを決め、1歳長ずればあそこ高いところまで登れるんだという憧れの気持ちを持たせて、遊びの中に長幼の人間関係を育む工夫があります。芋ほりや、今は、コロナ禍で実施が困難ですが、老人ホームや小学校への訪問、地域への園庭開放などで、子どもたちが多様な人たちとの交流が出来る機会を年間計画に盛り込んで、可能な限り実施しています。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	0歳児には、保育担当制が行われています。連絡ノートや朝の受入れの時に子どもの様子を保護者から聞き取り、子どもの様子を家族と共有し、一人ひとりの生活リズムに合わせた保育を行っています。0歳児が安心して過ごせ、愛着関係がもてるよう、優しい声掛け、抱いて目を合わせて語りかけることを心がけています。保育は、木製の広いサークルの中で行い、安心出来る保育空間の確保をしています。また、月齢により一人立ちをする時期には、木製サークルの柵が手摺代わりになるなど、発達過程に応じることの出来る環境となっています。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	1歳児・2歳児は、自己主張があらわれ自分の世界が広がっていく時期ですが、子どもの意思や意欲を尊重し、一人ひとりのペースに合わせた育児がなされています。子どもの発達に合わせた遊具が手の届く場所に配置されており主体的に遊べるように配慮されています。壁にも子どもの高さに合わせた遊具が設けられており子どもの高さで遊べるよう工夫がされています。また、遊具は、4月から3月までの期間で子どもの様子を見ながら内容をかえていくなど、保育士が一人ひとりの成長にあわせた遊びに配慮しています。クラス懇談・個人懇談などを定期的に行い、家庭との連携をしています。秋には「秋企画」と題して、毎日1組ずつ保護者に子どもに気づかれない様、変装してもらい、子どもの普段の一日の様子を見てもらうなどの企画を実施しています。トイレ誘導は、一人ひとりのタイミングを保育士がみて行っています。着替えは意欲のある子どもは、自分で出来るよう促します。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	3歳児から5歳児は、異年齢保育をしています。5歳の子どもが3歳、4歳の子どものお世話をし、3歳、4歳の子どもは、5歳の子供から優しく接してもらうような関係づくりを保育士が促しています。ごっこ遊びが充実しており、家では、遊べない玩具が準備されており、3人から4人程度のグループでそれぞれで遊びたい遊具・玩具で主体的に楽しく遊べる環境が整っています。子どもたちのやりたいを重視し保育士は、困っている子どもがいれば寄り添うなどし、安心して過ごせる環境づくりをしています。5歳の子どもは、サマーキャンプなど5歳の子どものみで参加する行事があり、小学校への生活の基盤づくりに取り組んでいます。就学先の小学校の先生方が、子どもたちの様子を見学に来る機会を設けています。	

A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	<p>障がい児については、保育士がその情報を共有し、すべての子どもに個別計画を作成する仕組みがあります。気持ちの伝え方が難しい子どもについては、穏やかに対応して、信頼関係を築いています。着替えが困難な子どももいますが、保育士は、関わり方を考えながら、少しずつ出来ることが増えるよう配慮しています。また、作業療法士など医療専門の方にも相談しながら保育に取り組んでいます。</p> <p>現在、身体に障がいのある子どもは在園していませんが、園内は、段差のないフラットな空間です。乳児クラスは、移動しやすい広々とした空間が確保されていますが、幼児クラスは、車椅子を使用する子どもが入園した場合等には、家具や玩具等により移動困難となることが懸念されます。今後、身体状況に配慮が必要な園児が入園されることも考えられますので、その際は、家具、遊具等の配置を臨機に移動する等して、移動を円滑にすることが求められます。現在は、適切な対応が十分期待できる体制や環境が整っていると評価します。</p>	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	<p>保育士間の引き継ぎは、引継ぎノートがあり、付箋などを貼って強調し具体的に分かるようにして引継ぎをしています。保育室には、ソファやカーペットなどを設け、子どもが家庭的な雰囲気を感じられるよう配慮されています。時間外は、1歳児保育室で、年齢の異なる子どもと一緒に過ごす、保育を行っています。子ども個々の要求に応える抱きかかえや・声掛けをゆったりとしたペースで行っています。また、夕食・軽食などの提供をしています。</p>	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント)	<p>小学校の運動会を見学に行ったり小学校の生徒が保育園に遊びに来るなど、5歳の子どもが小学校就学に馴染みやすい環境づくりが行われています（現在、コロナ禍で中止）。小学校の先生方が保育園に訪問し次年度就学する子どもたちの様子を見学する機会を設けています。就学する子ども一人ひとりの保育所児童保育要録を作成し就学する小学校の校長に渡す準備をします。</p>	
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	<p>入園時には健康診断を行い。また母子手帳の確認などにより、子どもの健康状態や予防接種歴を含む医療情報を把握して児童カルテを作成して、子どもの保健に関する計画を立てています。降園時には子どもの体調変化や怪我等を含めて健康状態を確認し、保護者にも伝えて連携しています。SIDSについて、職員は知識を共有し、午睡時にはチェックシートで安全を確認するとともに、モニターで管理しています。</p> <p>毎年11月に月間取組として、保護者に向けて保健所便りによりSIDSについての情報提供をしています。看護師、保育士、栄養士が連携して子どもの健康管理やアレルギー対応に努めています。経験豊かな看護師が常駐して、子どもの健康管理の全般に手厚く努めていることはとくに評価することができます。以上、子どもの健康管理の取組は「入園のしおり」に記載しており、保護者から高い信頼を得ています。</p> <p>ただ、コロナ禍への対応は保護者へは「お知らせ」で伝えているのですが、保健計画としての記述が見当たりません。保健計画の記述更新を期待します。</p>	

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント) 毎年嘱託医により5月と10月に内科検診、そして5月または10月に歯科検診を行うとともに、毎月の身体測定を行い、保健の年間カリキュラムを立案しています。「けんこうのきろく」を用いて診断や検診結果を保護者に報告し、有所見児の保護者には検査結果の内容を書面で個別に通知して受診を促すとともに、受診結果報告書の提出を依頼しています。「けんこうのきろく」や「お薬を持参する時の手順」には写真や図を挿入して、保護者にもわかりやすく伝えています。 以上、様々な取組で子どもの健康状態を把握、記録することにより、職員間で共有して保育に反映しています。虫歯予防のための日々の取組である食後のうがいは、コロナ禍の中で難しくなっています。	
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント) 毎年度はじめに、保護者に子どもの受診を依頼し、「食物アレルギー食届出書」と医師による指示書・除去食品確認書の提出を求めています。把握した医療情報をもとに、園ではアレルギー除去食の献立表を作成して保護者の確認を得ています。 給食時には少人数ごとに担当職員が「アレルギー食チェックリスト」を用いて確認しています。また、専用のトレーや食器の使用、および乳児にはエプロンの色を変えるなど、大人も子どもも視覚で判別できる様にして誤食を防止するとともに、他の子どもや保護者に、その取組の理解を図っています。 職員は、研修等を通してアレルギー疾患や慢性疾患等の知見を習得して取組んでいます。	
A-1-(4) 食事	
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント) 毎月1回、園長、副園長、看護師、調理主任および各担当が参加する給食会議を開催し、保育の柱としての位置づけで、給食の提供方法を検討しています。食育について年次計画を立て、子どもの発達にあわせて毎月のテーマを定めて取り組んでいます。 食サンプルを展示して、子どもの食に関する興味を増進しています。各クラスで食育を目的としたクッキングを行って調理作業を見る場面づくりは、コロナ禍で控えています。保育士は、部屋の飾り付けその他に工夫を凝らして楽しい雰囲気をつくり、子ども一人ひとりのペースを尊重して、ゆっくりと楽しく食事ができるように促して、食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助しています。また、園の方針として陶磁器製の食器を使用しており、適度な重みがあって食器が滑りにくく、スプーンですくいやすい形状としています。	
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント) 前掲の給食会議で、各クラスの喫食状況を把握し、次月以降の計画に反映しています。栄養士や調理員が、子どもの食事場면을観察する機会を定期的に設けています。子どもの偏食については、残食チェックで状況を把握しつつ、献立や調理方法の工夫に反映しています。 季節の食材や地元産の食材を利用したり、行事食を取り入れるなど、子どもに食文化への関心を育んでいます。コロナ禍で中断していますが、屋上に菜園を設け、子どもたちと共に育てた野菜を給食の食材としていました。 ほかに、手作りの美味しいおやつを提供しています。保護者から希望がある場合は、安価で試食して頂ける機会を設けて、家庭での食生活の充実を支援しています。保護者アンケートの結果によれば、園の食事提供については、圧倒的な支持を得ています。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント)	<p>コドモンやデイリーボードを活用し、保護者との迅速・的確な情報共有を図っています。保護者の声では、「おたより」や送迎時の会話や連絡帳の取組が好評です。また、個別懇談での保育相談、発達相談、就学相談等の取組も高い評価を得ており、様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援しています。思うように保育士に話すことができないと訴える保護者など、必要に応じて園長・副園長から働きかけることもあります。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント)	<p>前項で指摘したように、保護者アンケート結果によれば「思うように職員と話せていない」という声も少なからずありますが、連絡帳や送迎時のさりげない会話など、日々のコミュニケーションにより、職員は意識して保護者との信頼関係を築こうとしています。また個別懇談会では、保護者からの様々な相談に応じる体制があります。コロナ流行以前は、園庭開放等による、ふれあいの機会を設けて保護者と園、保護者同士など多様な相互支援の関係性を育てていました。園の特徴的な取り組みである「わらべ歌」では、子ども同士だけでなく、親と子どものふれあいにつながる遊びを大切にしています。</p>	
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	<p>保育所には、家庭内での児童虐待の早期発見・早期対応に努める責務が求められていますが、年2回のMRにおいて、保育方針等を再確認して職員の意識向上に努めています。職員は、子どもの言動や保護者とのやりとりを通して、子どもの心身の状況や家庭での養育の状況を把握しています。午睡時に衣服を着替える際などに身体をチェックをしています。子どもの言動や身体の傷など、異常を発見した場合、速やかに園長に報告し、状況を判断して枚方市虐待防止マニュアルに準拠した通告を行っています。</p> <p>要保護児童については、年3回のモニタリングシートによる情報提供や関係機関によるカンファレンスを適宜に行っています。</p> <p>コロナ禍で十分な研修が行えない中で、園長は会議等で虐待対応に対するマニュアルを用いて、家庭での虐待等権利侵害の疑いある子どもの早期発見・早期対応および虐待防止の取組について説明を施しています。虐待等権利侵害防止に向けた職員の意識は高く、職員意識調査でも高い自信を示しています。</p>	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
(コメント)	<p>「業務のしおり」に、全職員が取り組むべき自己評価の仕組みを明記し、職員は自己チェックリストを用いて保育実践をふりかえって、作成した月案がうまく機能しなかったり、逆に思わぬ進展があるなど、子どもの成長に係る発見を次の月案作成に活かし、保育の改善や専門性の向上に努めています。個々の自己評価をチームや組織で共有し、相互の学び合いや意識の向上に繋げています。ただ、職員アンケートによれば、業務負担が大きく、質の向上を目指した振り返りに十分努める余裕がない、との指摘があります。この点については、ICT技術を取り入れて、省力化を図っていますが、新しい手法に不慣れな職員の研修が課題となっています。職員にも、不慣れだからと逃避することなく手法に取り組むことが求められますが、組織としても効果的な研修と支援が欠かせません。</p> <p>さらに、今後の保育実践の振り返りには、保護者等の評価や意見、地域の声にも耳を傾け、保育の社会的意義の向上にも視野を拡大することが期待されています。</p>	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
(コメント)	<p>「業務のしおり」に「人権保育」の章を設け、人権に配慮した保育・虐待について・子どもの人権をまもるために・蔑視用語は使わない、等々広範囲かつ詳細に明記するとともに、そうした保育の基本方針を、MRその他の会議において職員に周知徹底しています。</p> <p>日々の保育においては「人権侵害のチェックシート」を用いて不適切な対応が行われないよう努めています。</p> <p>目下、コロナ禍の中で研修の実施が難しく、園長が会議等で説明して、周知しています。</p>	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	
調査対象者数	有効回収数182票／配布数220票
調査方法	自記式質問紙留置法

利用者への聞き取り等の結果（概要）

保護者が、この保育園に入れて良かったと思っている比率は78%ですが、否定は1%と極く僅かです。また、子どもが楽しんでいるかについては、90%が肯定しています。清潔さ、遊具・玩具、感染症対策、体調不良時の対応などは、特に高い評価結果となっています。0～2歳児、ほうほの保護者の評価が高い傾向にあり、乳児、1～2歳児への手厚い保育が評価を得ていると言えます。

自由意見の回答が多く、保護者の関心の高さが伺われます。中でも、園の特徴である異年齢保育を評価する意見が多くみられました。

また、コロナ禍で仕方ない現状を理解しつつも、参観等を要望する声も多数寄せられました。

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

あおぎり保育園

調査の概要

社会福祉法人 交北会

調査対象者	保護者
調査対象者数	182 人 (有効回答数)
調査方法	自記式質問紙留置法

利用者への聞き取り等の結果(概要)

【結果の要約】

保護者が、この保育園に入れて良かったと思っている比率は78%ですが、否定は1%と極く僅かです。

また、子どもが楽しんでいるかについては、90%が肯定しています。

清潔さ、遊具・玩具、感染症対策、体調不良時の対応などは、特に高い評価結果となっています。

0～2歳児、地域小規模園の保護者の評価が高い傾向にあり、乳児、1～2歳児への手厚い保育が評価を得ていると言えます。

自由意見の回答が多く、保護者の関心の高さが伺われます。中でも、園の特徴である異年齢保育を評価する意見が多くみられました。また、コロナ禍で仕方ない現状を理解しつつも、参観等を要望する声も多数寄せられていました。

【施設の支援サービス内容について】

●保育所の保育に対する方針や取り組み姿勢については、否定はごく僅かで、6項目中5項目で肯定が7割～8割を占める。①入所時の説明が最も評価が高く83%が「はい」と回答している。

一方、⑥特別なニーズのある子の保育では肯定は半数で、「わからない」が多い。

●自由意見では、利用時間の延長やタイムカードの切り方への不満、プライバシー保護についての配慮の必要性などに言及する意見が挙がっている。

●属性別では、0～2歳児の保護者で全般的に評価が高い傾向が見られる。

【保育所の職員の態度や姿勢について】

●職員の態度や姿勢については、肯定評価が③良いところや個性を認めで89%、①笑顔で接しているで81%と、特に高い。

●自由意見では、「年長、年中さんなのに…」という言い方やトイレトレーニング中の子どものおもらしへの厳しい言葉かけを疑問視する意見などが散見されるが、一方でクラス担任でない先生も子どもを見てくれているとの好意的意見も見られる。

●属性別にみると、0～2歳児の保護者の評価が高く、中でも③良いところや個性を認めについては97%が肯定している。

【保育所で行われている保育内容について】

●保育内容については、6項目中5項目で肯定が9割前後と高評価である。特に①清潔さ、③遊具・玩具の評価が高く、95%が「はい」と肯定している。一方、⑥子ども同士のトラブルについては肯定評価は62%に留まる。

●自由意見を見ると、遊びについては、「子どものしたい！やりたい！ことを積極的にやらせてくれている」「子どもがワクワクしている」等の好意的な意見が多い。子ども同士のトラブルについては、対処法に対する不満や対処方針の明確化を求める声が複数ある。

●属性別では、①清潔さ、⑤遊びや生活を通じて、⑥子ども同士のトラブル、以上の3項目において、地域小規模園保護者の評価が高い。

【安心・安全な保育について】

●安心・安全な保育では、①感染症対策、②体調変化時の対応については、9割以上が高く評価している。③安全管理については、肯定は71%で、「どちらともいえない」が若干多めである。

●自由意見では、電子錠での門の開閉の安全性を評価する意見とともに、その問題点を指摘する意見もある。感染症について、コドモンを通じての情報発信に感謝する声も寄せられている。

●属性別に見ると、0～2歳児の保護者の評価が高く、③安全管理についても81%が評価している。

【保育所と保護者との情報共有について】

●保育所と保護者の情報共有では、肯定評価は①「おたより」が最も高く85%、次いで②送迎時の会話や連絡帳78%、③保育参観や個別懇談71%である。

●自由意見を見ると、コドモンの配信を評価する意見が多く挙がっているが、一方で連絡帳など紙媒体での細やかな情報交換を希望する声もある。コロナで仕方ないと理解しつつ、参観がないことを残念がる声も散見される。

●属性別では、地域小規模園や0～2歳児の保護者の評価が全体的に高く、特に②送迎時の会話や連絡帳で顕著である。

【苦情や要望に対する対応について】

●苦情や要望に対する対応では、項目による評価差が大きい。①不満や要望への職員の対応については、肯定評価が75%と高いが、②職員以外の人にも相談できるでは、肯定40%、否定45%と否定評価が多く、③保護者の要望が活かされでは、否定は僅かであるが、肯定41%で、「どちらともいえない」や「わからない」の比率が高い。

●属性別で、大きな評価差は見られない。

【総合的な感想】

●保育所内で、楽しく過ごしていると思うかでは、90%が肯定していて、否定は1%であり、ほうほの保護者は全員が肯定している。

●子どもの様子で気になることでは、昼寝トイレ訓練についての記述などがみられる。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等